

佐賀県告示第三百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

平成二十三年十二月六日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

武雄市武内町大字真手野字内田二四五八一の一〇、朝日町大字中野字半上七八〇六の七

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 解除の理由

農道用地とするため

二 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

武雄市朝日町大字中野字半上七八〇六の七

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 解除の理由

農道用地とするため